

第 6 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 180」を「100 分の 170」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000
6	870,000

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

第 6 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 180」を「100 分の 170」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 平成 15 年 12 月 1 日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第 1 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 13 年熊本県条例第 64 号)附則第 3 項及び第 4 項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 15 条の 5 第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 15 条の 10 第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和 63 年熊本県条例第 6 号)第 4 条第 1 項若しくは公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成 13 年熊本県条例第 53 号)第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(1) 平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者(同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第 10 条の 2 第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、特地勤務手当(給与条例第 11 条の 3 の規定による手当を含む。)及びへき地手当(熊本県市町村立学校職

員のへき地手当等に関する条例（昭和46年熊本県条例第4号）第5条又は第6条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の1.06を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.06を乗じて得た額

6 平成15年4月1日から同年12月1日までの間において熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに給与条例の適用を受ける職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第62号

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「50,800円」を「50,200円」に改める。

第18条の2第2項中「100分の180」を「100分の160」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	-	-	252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
再任 用職 員以 外の 職員	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
	指定 1					573,000
	指定 2					636,000
	指定 3					704,000
	指定 4					783,000
	指定 5					843,000
	指定 6					906,000
	指定 7					991,000
再任 用職 員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表の5級指定1号給から指定7号給までは、学長のみに適用する。